

## 仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱

(平成 30 年 4 月 13 日都市整備局長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地域交通の確保に向けて市民が主体的に行う活動（以下「地域交通活動」という。）を支援するため、専門的な助言及び技術的な支援等を行う専門家を派遣することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- 一 地域交通 公共交通のサービスレベルが低い地域における、通勤、通学、通院、買物等の市民の日常生活に必要不可欠な目的のために利用される、既存の公共交通を補完する交通手段をいう。ただし、徒歩や自転車、自家用車等私的な手段による交通を除く。
- 二 試験運行Ⅰ 運行時刻や路線図等の問題点及び利用者の動きを検証するため、1 か月から 12 か月の間実際に車両を運行することをいい、同一の地域交通活動につき 3 回まで実施できるものとする。ただし、試験運行Ⅱ及び実証運行の後に実施することはできない。
- 三 試験運行Ⅱ 試験運行Ⅰの実施を受けて、運行時刻や路線図、使用車両等の妥当性を確認し、運行計画を評価し、収支改善策を探り、当該地域住民に対する利用促進の啓発活動を合わせて行うため、試験運行Ⅰの後に 6 か月から 12 か月の間実施する運行のことをいい、同一の地域交通活動につき 2 回まで実施できるものとする。ただし、実証運行の後に実施することはできない。
- 四 実証運行 試験運行Ⅰ及び試験運行Ⅱの実施を受けて、持続可能な運行であることを確認し、安定的な経営を目指し、更なる利用者増加に向けた啓発活動を行うため、試験運行Ⅱの後に 6 か月から 12 か月の間実施する運行のことをいい、同一の地域交通活動につき 1 回限り実施できるものとする。
- 五 試験運行等 試験運行Ⅰ、試験運行Ⅱ及び実証運行をいい、同一の地域交通活動につき合計で 5 回まで、かつ通算 3 年まで実施できるものとする。
- 六 本格運行 実証運行の後に継続して実施する運行のことをいう。
- 七 専門家 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づき国土交通大臣の登録を受けた者のうち、専門的な知識及び技能の提供等を行う目的により市長から派遣されるコンサルタントをいう。

### (派遣を受ける要件)

第 3 条 この要綱に定める専門家の派遣を受けることができる者は、次の要件を満たす団体とする。

- 一 5 名以上で構成される団体であること

- 二 市内に活動場所を有すること
- 三 町内会、商店会等の地域団体又は交通検討会等の地域交通の確保のため組織された団体であること
- 四 活動の内容を当該地域の住民に周知することが可能な団体であること
- 五 地域交通活動のうち試験運行等に向けた運行計画案の策定及び本格運行実施時における運行計画の見直し等に係るものを行う団体であること
- 六 仙台市まちづくり支援専門家派遣要綱（平成 14 年 4 月 30 日市長決裁）第 2 条第 2 号に定めるまちづくり活動又はこれと同等の活動であると第 14 条に規定する仙台市地域交通支援審査会が認める活動を過去に行い、地域交通の確保が課題であるとされた団体であること

（専門家の業務内容）

第 4 条 この要綱に基づく専門家の業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域特性等の整理
- 二 住民ニーズの把握
- 三 運行計画案等の検討
- 四 道路管理者や交通事業者等の関係者との調整
- 五 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）その他法律上の手続きに必要な書類作成
- 六 その他必要な専門的な助言や情報提供及び資料作成

（派遣の申請等）

第 5 条 専門家の派遣を受けようとする団体は、地域交通支援専門家派遣申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 一 団体の名称、代表者及び主な構成員の分かる書類
  - 二 地域交通活動を行う想定区域の分かる書類
  - 三 地域住民への活動内容の周知方法の分かる書類
  - 四 第 3 条第 6 号に規定する活動の報告書等活動内容の分かる書類（以下「まちづくり活動に関する報告書等」という。）
  - 五 地域交通活動の内容の分かる書類
  - 六 地域交通活動のスケジュール及び専門家の派遣要望期間の分かる書類
  - 七 その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに当該申請を第 14 条に規定する仙台市地域交通支援審査会に送付しなければならない。
- 3 仙台市地域交通支援審査会は、前項の規定による申請の送付があった場合は、その活動内容がこの要綱の目的に適合するかどうかを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

（派遣の決定等）

第 6 条 市長は、前条第 3 項の報告に基づき、速やかに専門家の派遣の可否及び当該派遣の期間（以下「派遣期間」という。）の決定を行うとともに、その旨を地域交通支援専門家派遣・非派

遣決定通知書（様式第2号）により当該申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行う場合において必要があると認める場合は、専門家派遣の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（再派遣の申請）

第7条 派遣期間の満了後又は第12条の規定による支援の中断後、同一の地域交通活動について再度専門家の派遣を受けようとする団体は、地域交通支援専門家派遣（再派遣）申請書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 一 団体の名称、代表者及び主な構成員の分かる書類
- 二 地域交通活動を行う想定区域の分かる書類
- 三 地域住民への活動内容の周知方法の分かる書類
- 四 地域交通活動の内容の分かる書類
- 五 地域交通活動のスケジュール及び専門家の派遣要望期間の分かる書類
- 六 その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに当該申請を第14条に規定する仙台市地域交通支援審査会に送付しなければならない。

- 3 仙台市地域交通支援審査会は、前項の規定による申請の送付があった場合は、その活動内容がこの要綱の目的に適合するかどうかを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

（再派遣の決定等）

第8条 市長は、前条第3項の報告に基づき、速やかに専門家の再派遣の可否及び当該派遣の期間の決定を行うとともに、その旨を地域交通支援専門家再派遣・非派遣決定通知書（様式第4号）により当該申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行う場合において必要があると認める場合は、専門家派遣の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（派遣事項の変更等）

第9条 第6条第1項又は第8条第1項の規定により派遣の決定を受けた団体（以下「派遣対象団体」という。）は、決定を受けた内容に関して変更を行おうとするときは、地域交通支援専門家派遣変更承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 市長は、第1項の規定による承認をしたときは、速やかにその旨を地域交通支援専門家派遣変更承認通知書（様式第6号）により当該派遣対象団体に通知するものとする。

（派遣の中止又は廃止）

第10条 派遣対象団体は、決定を受けた地域交通活動を中止又は廃止したいときは、遅滞なく地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(実績報告等)

第11条 派遣対象団体は、派遣期間が終了したとき又は前条の規定により地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届を提出したときは、当該派遣期間の満了の日又は地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届の提出の日の翌日から10日以内に、地域交通支援専門家派遣実績報告書（様式第8号）に地域住民への活動内容の周知状況等がわかる資料を添えて市長に提出するものとする。

(派遣の中断又は取消し)

第12条 市長は、派遣対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該派遣対象団体に対する専門家の派遣を中断することができる。

- 一 第10条の規定により地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届を提出したとき
- 二 前号に掲げる場合のほか、専門家の派遣の目的を達成できないおそれがあるとき

2 市長は、派遣対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項又は第8条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- 二 派遣に付した条件に違反したとき
- 三 第10条の規定により地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届を提出したとき
- 四 前各号に掲げる場合のほか、専門家の派遣の目的を達成できない事由があるとき

3 市長は、前2項の規定により地域交通に関する専門家の派遣等を中断し、又は取り消したときは、速やかにその旨を地域交通支援専門家派遣中断（取消）通知書（様式第9号）により当該派遣対象団体に通知するものとする。

(業務に要する費用)

第13条 第4条各号に掲げる業務に要する費用（業務を行う上で必要な消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料その他業務に必要であると市長が認める費用を含む。）は、予算の範囲内において本市が負担するものとする。

(仙台市地域交通支援審査会)

第14条 専門家の派遣の適正な運用を図るため、仙台市地域交通支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所管事務)

第15条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- 一 第5条第3項及び第7条第3項に規定する審査に関する事項
- 二 その他地域交通の確保に関し必要な事項

(組織)

第16条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都市整備局総合交通政策部地域交通推進課長の職にある者をもってこれに充てる。

- 3 副会長は、市民局市民活躍推進部地域政策課長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者及び別表2の(あ)欄に掲げる試験運行等を実施する区域の区分に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前条各号の事項を協議するため特に必要があると市長が認めるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、前条各号に掲げる事項に係る課の職員のうちから、市長が任命する。
- 7 臨時委員の任期は、特別の事項に関する審査が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第17条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員(第16条第5項の規定により臨時委員を置いたときは、試験運行等の区域に関わる臨時委員を含む。以下同じ。)の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(実施細目)

第21条 この要綱の実施細目は、都市整備局総合交通政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から実施する。

附 則(平成31年3月29日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和２年１月２１日改正）  
この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附 則（令和３年３月１９日改正）  
この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附 則（令和４年３月２日改正）  
この改正は、令和４年４月１日から実施する。

別表 1

まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課長
市民局市民活躍推進部市民協働推進課長
健康福祉局地域福祉部社会課長
健康福祉局保険高齢部高齢企画課長
経済局産業政策部商業・雇用支援課長

別表 2

(あ)	(い)
試験運行等を実施する区域	職
青葉区役所の所管区域（宮城総合支所の所管区域を除く。）	青葉区長が推薦する青葉区役所まちづくり推進部の課長 青葉区役所建設部道路課長
宮城総合支所の所管区域	青葉区役所宮城総合支所長が推薦する青葉区役所宮城総合支所の課長 青葉区役所宮城総合支所道路課長
宮城野区役所の所管区域	宮城野区長が推薦する宮城野区役所まちづくり推進部の課長 宮城野区役所建設部道路課長
若林区役所の所管区域	若林区長が推薦する若林区役所まちづくり推進部の課長 若林区役所建設部道路課長
太白区役所の所管区域（秋保総合支所の所管区域を除く。）	太白区長が推薦する太白区役所まちづくり推進部の課長 太白区役所建設部道路課長
秋保総合支所の所管区域	太白区役所秋保総合支所長が推薦する太白区役所秋保総合支所の課長 太白区役所秋保総合支所建設課長
泉区役所の所管区域	泉区長が推薦する泉区役所まちづくり推進部の課長 泉区役所建設部道路課長

(様式第1号)

年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣申請書

(あて先)

仙台市長

申請団体名

所在地

代表者名

代表者連絡先

仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり専門家の派遣を申請します。

記

添付書類

- 1 団体の名称、代表者及び主な構成員
- 2 地域交通活動を行う想定区域
- 3 地域住民への活動内容の周知方法
- 4 まちづくり活動等に関する報告書等
- 5 地域交通活動の内容
- 6 スケジュール及び派遣要望期間
- 7 その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣・非派遣決定通知書

様

仙台市長

(印)

仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり専門家を  
(派遣する・派遣しない) ことに決定しましたので通知します。

### 記

- 派遣番号 第 号  
派遣決定年月日 年 月 日
- 派遣対象団体  
団体名  
所在地
- 派遣する専門家
- 派遣期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 派遣しない理由



(様式第3号)

年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣（再派遣）申請書

(あて先)  
仙台市長

申請団体名  
所在地  
代表者名  
代表者連絡先

仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり専門家の派遣（再派遣）を申請します。

### 記

○ これまでの派遣実績

派遣決定	年	月	日	第	号
派遣期間	年	月	日	～	年 月 日

### 添付書類

- 1 団体の名称、代表者及び主な構成員
- 2 地域交通活動を行う想定区域
- 3 地域住民への活動内容の周知方法
- 4 地域交通活動の内容
- 5 スケジュール及び派遣要望期間
- 6 その他市長が必要と認める書類

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

## 地域交通支援専門家再派遣・非派遣決定通知書

様

仙台市長

(印)

仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり専門家の再派遣を（行う・行わない）ことに決定しましたので通知します。

### 記

- 派遣番号 第 号  
派遣決定年月日 年 月 日
- 派遣対象団体  
団体名  
所在地
- 派遣する専門家
- 派遣期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 再派遣しない理由

(様式第5号)

年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣変更承認申請書

(あて先)  
仙台市長

申請団体名  
所在地  
代表者名  
代表者連絡先

年 月 日に申請し、派遣決定を受けました地域交通支援専門家派遣の申請の内容について、仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

### 記

1 派遣決定 年 月 日 第 号

2 変更事項  
変更前  
  
変更後

3 変更理由

4 添付書類

下記書類のうち、変更事項に係るものを添付すること

- 1 団体の名称、代表者及び主な構成員
- 2 地域交通活動を行う想定区域
- 3 地域住民への活動内容の周知方法
- 4 スケジュール及び派遣要望期間
- 5 その他市長が必要と認める書類

(様式第 6 号)

第 号  
年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣変更承認通知書

様

仙台市長 (印)

年 月 日に変更申請のありました専門家の派遣事項につきましては、仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第 9 条第 2 項に基づき、下記のとおり承認します。

### 記

- 1 当初派遣決定 年 月 日 第 号
- 2 変更事項  
変更前  
変更後

(様式第7号)

年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣中止（廃止）届

(あて先)  
仙台市長

申請団体名  
所在地  
代表者名  
代表者連絡先

仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第10条に基づき、下記のとおり地域交通活動を中止（廃止）しますので、届けます。

### 記

- 1 派遣決定 年 月 日 第 号
- 2 派遣期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 中止（廃止）年月日 年 月 日
- 4 中止（廃止）理由

(様式第 8 号)

年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣実績報告書

(あて先)  
仙台市長

申請団体名  
所在地  
代表者名  
代表者連絡先

専門家の派遣について、派遣期間が満了しましたので、仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第 11 条に基づき、下記のとおり実績報告書を提出します。

### 記

- 1 派遣決定 年 月 日 第 号
- 2 派遣期間 年 月 日 ～ 年 月 日

### 添付書類

地域住民への活動内容の周知状況等がわかる資料

(様式第9号)

第 号  
年 月 日

## 地域交通支援専門家派遣中断（取消）通知書

様

仙台市長

(印)

年 月 日付け 第 号による地域交通支援専門家派遣決定について、仙台市地域交通支援専門家派遣実施要綱第12条第3項に基づき、下記のとおり（取消・中断）します。

### 記

- 派遣番号 第 号  
派遣年月日 年 月 日
- 派遣先  
団体名  
所在地
- 中断（取消）年月日 年 月 日
- 中断（取消）理由